市民参画と検証できる仕組みを

市政取り組み方針では、区役所機能の強化と地域・NPO・企業の連携による新しい福祉サービスを謳っています。これは、国が介護保険の一部を市町村に移管させることへの準備と言えます。その財源の一部に赤い羽根募金が使えるよう自治協議会の中に校区社会福祉協議会を組み入れる提案をしています。

私は、市民ニーズを反映させ、事業の必要性・妥当性・透明性を市民が検証できるためには、川崎市が実施している区民会議の設置、事業の優先順位を市民が評価する市民参画予算、市民生活に大きな影響を及ぼす事業については住民投票で決める仕組みが必要であると主張しました。これらは今後市民自治の課題として検討が必要です。

民主主義を否定する特定秘密保護法の廃止を求めます！

特定秘密保護法は日本弁護士会を始め、各界各層の多くが「市民の知る権利を奪う・報道の自由を奪う・表現の自由を奪う」として反対してきました。福島市の公聴会で浪江町長は、福島原発事故で情報が隠されていたようなことが起こるとして反対しました。国会議員でも秘密事項について調査が出来ません。麻生副総理が言った「ナチスに学べ」のごとく、自民党・公明党は昨年12月６日参議院において強行採決し特定秘密保護法を成立させました。

安全保障上秘匿すべき秘密と民主主義について昨年アフリカのツワネで国際的な検討がなされ、「ツワネ原則」が合意されました。その内容は、①国民の知る権利を守ることが基本②指定した秘密について独立した第三者機関でチェック③指定された秘密は一定期間後に開示④裁判で争われた場合は裁判所において妥当性が検証できるようにする、などです。特定秘密保護法はこの「ツワネ原則」にも全く当てはまりません。

「積極的平和主義」の名の下で国際紛争に武力介入をすれば、アメリカのようにテロの対象になりかねません。人権を奪い戦争が出来る国に繋がる特定秘密保護法を廃止させましょう。